

云云、如飯酒事、兼日沙汰人所被用意也、

〔澀柿〕明惠上人傳

承久三年の大亂の時、梶尾の山中に、京方の衆多く隠置たるよし聞えければ、秋田城助義景、此山に打入てさがしけり、狼藉のあまり、如何思ひけん、大將軍泰時朝臣の前にて沙汰有べしとて、上人を捕へ奉て、先に追立て六波羅へ參けり、略○中 泰時朝臣先年六波羅に住せらる、時此上人の御事聞及給しかば、先仰天して驚畏て、席を去て上にすへ奉る、略○中 上人宣ひけるは、高山寺に落人多く隠置たりといふ御沙汰の候なる、それはさぞ候らん、略○中 此山は三寶寄進の所たるに依て、殺生禁斷の地也、依て鷹に追る、鳥獵ににぐる獸、皆こゝに隠れて命を繋ぐのみ也、されば敵を逃る、軍士の勞して、命計を資て、木のもと岩のはざまに隠居て候はんずるをば、我身の御とがめに預て難にあはんずればとて、情なく追出して、敵の爲に搦めとられて、身命を奪れん事を願り、みん事やは候べき、略○中 是政道のために難儀なることに候はゞ、即時に愚僧が首をはねらるべしと云々、略○中 泰時大に信仰の體に住して、更に思ひ入たる様也、扨御輿用意して召せ奉りて、門の際まで自送出し奉る、略○中

寛喜元年、天下飢饉なりし時は、鎌倉京を初て、諸國の富る者に、我所負主に成て、委狀をか、せ、判を加へて、米を借て、其所、其郡、其郷、村々、餓死せんとする者の所望に隨て、むらなく借給ひにけり、來々年中に、世立なをらば、本物計慥に返納すべし、利分は我方より添て返さるべしと、法を定られて、面々の狀を召をかれけり、只賦給はゞ、所の奉行も紛をかして、誑句も有ぬべければ、紛かさじために、かしこかりし沙汰也、さて世立なをりて、面々返納すれば、本所領なども有て、便有人のをば、本物計をさめさせて、本主には約束の儘に、我方より利分をそへて、慥に返しつかはされけり、無縁の聞有者のをば、皆赦し給て、我領内の米にてぞ、本主へは返したびける、